

福岡商工会議所 生命共済制度 通院見舞金請求書

請求日： 年 月 日

福岡商工会議所 御中

事業所住所	〒 tel:	
事業所名	事業所印	
代表者名	印	
事業所 手続担当者名	被保険者印	
被保険者名	(確認事項がある際にご担当者様宛に連絡させていただきます)	
生年月日	昭和・平成	年 月 日

同意のお願い
下記内容をご確認の上、チェック欄に☑をご記入、ご捺印ください。

※ 請求期限
発生日より180日以内

発生日時	年 月 日 時 分頃
発生場所	
事故種別	<input type="checkbox"/> 業務上の事故 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> その他
加入口数	
病院名	
病院所在地	〒 tel:
外傷名	
通院日 (7日分)	/ / / / / / /
通院7日目の日付	年 月 日

- 請求内容については、被保険者本人に確認しており、事実と相違ありません。
- 「入院給付金」を受け取った場合には、今後同一事由による「通院見舞金」の請求が出来ないことを理解しています。
- 事故発生日後の通院7日目が属する年度期間（4/1～3/31）の請求は1回限りであることを理解しています。

事故状況(詳細にご記入ください)

※ご請求にあたっては、別紙「見舞金・祝金制度の請求手続きについて」の内容を確認ください。

※通院7日間を証明する書類を添付ください

- 病院発行の診断書、もしくは領収書等の写し
- 交通事故の被害者で診断書等が手元にない場合警察発行の「交通事故証明書」の写しも可

※健康保険適用外の診療、また7日間に満たない請求や証明書類の提出がない場合は給付されません。

掛金振替口座のみへの送金となります

<input type="checkbox"/> 福岡(0177)	銀行	支店コード	本・支店	1普通 2当座	口座番号
<input type="checkbox"/> 西日本シティ(0190)					
<input type="checkbox"/> 福岡中央(0582)					

※ 個人情報のお取扱いについて
当所は、見舞金の請求に伴って、本請求書ならびに添付書類に記載された個人情報を当制度の事務手続きのために利用します。

口座名義人	フリガナ
給付金額	
¥	

商工会議所事務処理欄 (書式番号: 2019-06)

受付日	送金日	事務担当	グループ長	部長
/	/			

見舞金・祝金制度の請求手続きについて

平成20年4月1日

給付金額	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10-20口
	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円
内容	【事故通院見舞金】					【結婚祝金】		【出産祝金】		【成人祝金】
	被保険者が不慮の事故を直接の原因として7日以上通院した時					被保険者が結婚(婚姻)した時		被保険者の子供が生まれた時		被保険者が20歳になった時
給付条件	① 事故発生日後の通院7日目が含まれる年度期間内(4月1日～3月31日)の請求は1回限りとします。 ② 共済事業年度更新日(4月1日)にまたがる見舞金請求の場合、翌事業年度の給付対象とします。 ③ 加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした7日目の日が属する月の加入口数を基準にして見舞金を支払います。 ④ 61歳での本制度上の加入口数減口については、給付要件を満たした7日目が共済事業年度更新日にまたがる場合、減口前の加入口数を基準にして見舞金を支払います。					支払事由発生日 婚姻日		支払事由発生日 出産日 夫婦両者が被保険者として加入している場合、それぞれに支払います		支払事由発生日 20歳の誕生日
	添付書類	診断書、通院証明書もしくは医療機関発行の領収証等の原本もしくは写しで、給付対象となる内容を証明したもの					婚姻日が確認できる下記書類 婚姻受理証明書写し 戸籍謄本写し 戸籍抄本写し		出産日が確認でき、被保険者との続柄が確認出来る下記書類 母子手帳写し ※市区町村印必要 戸籍謄本写し 戸籍謄本写し 住民票写し 健康保険証写し	
手続き		所定の請求用紙で請求手続きを行ってください。								
支払日	見舞金・祝金の支払日は、毎月第2、第4金曜日となります。請求書類の締切は、支払日の2営業日前の午前中です。 ※支払日が休日・祝祭日の場合は、前営業日となります。									
支払方法	掛金引去口座へお振込みいたします。									
支払不可	① 受傷日より180日を経過して請求があった時。 ② 事業主または被保険者の虚偽の請求による時。 ③ 見舞金の給付条件を満たした場合であっても、受傷日の月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になった時。 ④ 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因の時。					① 結婚・出産・成人した日から180日を経過して請求があった時。 ② 事業主または被保険者の虚偽の請求による時。 ③ 結婚・出産・成人祝金の給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になった時。				
支払留保	見舞金の給付条件を満たした場合であっても、7日目の日が属する月の月額掛金の入金を確認されていない場合は、入金確認後に商工会議所の規定に基づき支払います。					結婚・出産・成人祝金の給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日の属する月の月額掛金が入金されていない場合は、入金確認後に商工会議所の規定に基づき支払います。				

(お問合せ・書類送付先)

福岡商工会議所 会員組織・共済グループ 〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28 TEL:092-441-2845